

(独) 国立のぞみの園の在り方検討会 — 報告書の概要 —

社会保障審議会障害者部会

第90回(H30.6.27)

資料4

○ 近年の「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」を取り巻く状況の変化（入所者の減少、事業収入の減少等）を踏まえ、中長期的な運営方針を検討する目的で、平成29年5月から有識者による検討会を開催し、以下の内容の論点を整理した報告書を取りまとめた。

1. 基本的な在り方

(1) のぞみの園の役割

- ・ 全国の施設での取組状況を把握し、国として実施すべき事業に重点を絞って、役割を担うべき。
- ・ 高齢化や重度化が進行する中、地域移行という視点を重視しつつ、要請に應えるべき。
- ・ 旧法人時代からの入所者については、国として最後まで責任をもって支援するというメッセージが必要。
- ・ 今後、従来の実施方法を検証し、支援方法、職員配置、財源等について、全国の施設で実践可能となるようにすべき。

(2) 運営主体

- ・ 実施すべきとされた事業を担うにふさわしい主体に見直しを行うべき。その際、障害者総合支援法の施行により障害福祉サービスが全国的に普及している状況も踏まえた検討を行うべき。

2. 事業内容

(1) 旧法人時代からの入所者に係る支援

- ・ 地域移行を大きく進めていく中で、社会福祉法人等が役割を担えるか検討すべき。
- ・ 高齢化が進み、常時医療的ケアが必要な者については、その支援の在り方を検討することが必要。

(2) 有期入所者（著しい行動障害等を有する者、矯正施設を退所した知的障害者）に係る支援

- ・ 引き続き支援を行う必要があるが、全国の施設の支援の状況を踏まえて、支援の在り方を検討すべき。
- ・ この取組みは全国的に普遍化される必要があるため、実践について、積極的に発信すべき。

(3) 調査・研究、養成・研修及び援助・助言

- ・ のぞみの園のフィールドを活かした支援の実践成果を引き続き全国に発信すべき。

(4) 附帯事業

- ・ 本体事業（上記（1）から（3）の事業）との関連の薄い附帯事業については、国で行うべき事業との関係から縮小、廃止及び移譲を含めて抜本的に検討すべき。
- ・ のぞみの園の診療所は、入所者に必要な医療を提供し、支援の質を高めていることから、上記の（1）及び（2）と密接に関連する機能として捉えるべき。

3. 業務運営

(1) 経営改善

- ・入所者の減少に伴い、今後も事業収入の減少が見込まれ、中長期的に運営を維持することが困難になりつつあることから、事業内容、運営体制等の見直しが必要。
- ・重度知的障害者（高齢知的障害者含む）への対応は、全国の知的障害者施設に共通する普遍的な課題であり、そうしたことを踏まえて経営の効率化を具体的に検討すべき。

(2) 実施場所

- ・地域移行の理念や共生社会の実現等を踏まえ、現在よりも、より身近な地域で運営すべきであり、その方策については引き続き検討することが必要。

(3) 老朽化した建物

- ・老朽化した建物については、利用者数の見込み、処遇、実施場所等を総合的に勘案した上で、未使用の建物の処分を計画的に策定すべき。

上記の論点をもとに、今後、以下のとおり進めるべき。

- 平成30年度からの5年間（第4期中期目標期間）では、
 - ・地域移行の更なる推進
 - ・運営費交付金の削減を行うべき。
- 厚生労働省とのぞみの園で協議し、第4期の早期に以下の事項に着手すべき。
 - ・収支分析を行いつつ、人員体制、雇用管理の在り方及び事業内容の検討
 - ・運営主体、実施場所等、中長期的在り方についての具体化

※「（独）国立のぞみの園の在り方検討会」の報告書全体は、厚生労働省のホームページに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000197009.html>

(独) 国立のぞみの園の在り方検討会

1. 趣旨

近年の国立のぞみの園を取り巻く状況の変化を踏まえ、中長期的な運営方針を検討する場として、「(独) 国立のぞみの園の在り方検討会」を開催する。

2. 構成員名簿 (◎は座長)

石渡 和実	東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科教授
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
菊地 達美	日本知的障害者福祉協会副会長
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー(旧滋賀県社会福祉事業団)理事長
小林 啓一	群馬県健康福祉部障害政策課長
佐々木桃子	全国手をつなぐ育成会連合会副会長
◎佐藤 進	埼玉県立大学名誉教授
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター参事

(オブザーバー)

遠藤 浩 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園理事長

3. 開催状況 (全5回開催)

- 第1回 平成29年 5月24日
- 第2回 平成29年 7月31日
- 第3回 平成29年10月23日
- 第4回 平成29年12月18日
- 第5回 平成30年 2月27日